

静岡県告示第48号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和元年5月24日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

満水長谷川A 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
掛川市		満水	長谷川	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線に囲まれた区域
			〃	928-1 1号
			〃	928-1 2号
			〃	2255-1 3号
			〃	2256 4号
			〃	2256 5号
			〃	2256 6号
			〃	2259-3 7号
			〃	2259-1 8号
			〃	長谷川 960 9号
			〃	953-7 10号
			〃	941-17 11号
			〃	942-2 12号
			〃	942-1 13号
〃	928-1 14号			